

ジュニアゴルファー未来助成金に関する Q & A

下記がよくある質問になります。ご参考のほど宜しくお願い致します。

1. 申請について

Q1. どのような人が申請できますか？

A1. 以下の条件をすべて満たす方が対象です。

- 日本国籍を有している
 - 日本国内に在住し、世界大会やオリンピック、パラリンピック出場等を目指すジュニアゴルファーであり、令和8（2026）年4月1日時点の年齢が18歳未満。また、プロアマは問わない。ゴルフを主たる競技として継続的に活動している方
 - 申請年度から起算して過去5年以内に国内外の大会出場経験がある方
 - ゴルフ競技を継続し、または技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況にあること
 - 親権者の同意が得られ、助成金を適切に管理ができる保護者がいること
- ※保護者とは、父母兄弟、または伯叔父、伯叔母等の中から20歳以上の者、並びに未成年後見人とします。

Q2. 国籍・年齢制限はありますか？

A2. 日本国籍を有し、日本国内に在住している、申請年度の4月1日時点で18歳未満の方が対象です。

Q3. 共通のゴルフスクールや個人コーチからの申請人数に制限はありますか？

A3. 制限はありません。何名でもお申込みいただけます。

Q4. 申請者は未成年ですが、本人から申請できますか？

A4. はい。未成年であっても申請者本人から申請可能です。ただし申請にあたっては、事前に保護者の同意を得てから申請してください。

Q5. 助成金の金額と給付期間は？

A5. 原則として1人あたり上限50万円までとし、申請年4月～翌年3月末までの1年間が対象期間となります。

Q6. どのような費用に使用できますか？

A6. 以下のような競技活動に直接関連する費用が対象です。

- 遠征・大会参加にかかる旅費・宿泊費
 - 指導者（コーチ）謝金、トレーニング費、ウェアやゴルフ用品購入費
 - 海外渡航時のビザ・保険・通訳・翻訳費用など
- ※詳細は「助成金使途一覧」をご参照ください。



Q7. 助成対象外の費用はありますか？

A7. 以下のような費用は助成対象外です。

- 家族・友人への謝礼や応援関連支出
- 家賃・外食・打ち上げ・趣味・観光など競技と無関係な出費
- 学費、スマートフォン代、高級なウェア・バッグ など

※対象となる費用の詳細は「助成金使途一覧」をご参照ください。

2.申請書類について

Q8. 所得証明は誰の分が必要ですか？

A8. 申請者の世帯収入を担う生計維持者**全員**の証明書類をご提出ください。

Q9. 所得証明書の種類は何ですか？

A9. 当財団ホームページに掲載されている「所得証明一覧」をご確認ください。

Q10. 申請時に必要な書類を教えてください。

A10. 以下の書類を提出してください。

- 助成金申請書
- 助成金使途内訳書
- 家計支持者の収入証明書（源泉徴収票など）
- 成績証明書類（大会出場記録）
- 同意書兼誓約書（保護者記入）
- 身分証明書（マイナンバーカード、学生証、運転免許証など）

Q11. 申請書類の提出方法は？

A11. オンライン又は郵送での提出が可能です。※オンライン申請ではGoogleのアカウントが必要です。パスワード設定などの個人情報保護対策は、申請者及び保護者の責任にてお願いいたします。

Q12. Word/ExcelのPDF加工ができないのですが、画像（写真）で提出してもよいですか？

A12. 申請書類を画像（写真）で提出することはできません。

Word・Excel形式のままか、または郵送にてご提出ください。

Q13. 申請内容に誤りがあった場合はどうすればよいですか？

A13. 事務局へE-mailにてご連絡ください。

3.選考について

Q14. 選考結果はいつ通知されますか？

A14. 申請期間終了後、1か月以内に行われる選考委員会および理事会による選考後、文書にて通知いたします。



保護者にも通知いたします。

Q15. 活動報告の提出は必要ですか？

A15. はい。中間報告書と完了報告書の提出が必須です。完了報告時には領収書・支出明細の写しを添付してください。

4.事務手続き・実務対応について

Q16. 助成金の振込時期はいつ頃になりますか？

A16. 交付決定通知後、1か月を目途に指定口座へ振込予定です。

Q17. 中間報告書と完了報告書の様式はどこで入手できますか？

A17. Googleフォームにてご提出いただく予定です。提出時期になりましたら詳細は事務局よりメールにてご連絡いたします。

Q18. 助成金使途に変更が生じた場合の手続きはどうすればよいですか？

A18. 助成対象経費のうち半額未満の変更であれば、申請者の判断で変更していただいて構いません。ただし、申請した内容の半分以上の変更を行う場合、「助成金交付申請変更届」を提出し、事務局の承認を受けてください。

Q19. 領収書の原本は提出ですか、また提出する際の注意点はなんですか？

A19. 領収書は記載内容が確認できるようにコピーを取っていただき複写での提出で構いません。ご提出いただく領収書には「日付・金額・支払先・但し書きの記載が必要です。クレジットカード決済の場合は明細での代用も可能です。

※当財団の助成金と関係性がない箇所は提出者の責任にて墨消しをしてください。

※郵送で提出いただいた書類の返送はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

本Q&Aに記載のない事項およびご不明な点については、当財団事務局までメールにてお問い合わせください。

